

## 大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例(平成14年大和市条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(届出)

第2条 条例第11条第2項の規定による届出は、市民事業届出書により行うものとする。

(登録)

第3条 条例第12条第3項の規定による登録を申請しようとするものは、協働事業団体登録申請書又は協働事業個人登録申請書により行うものとする。

2 市長は、条例第12条第3項の規定により協働事業を行おうとする団体から登録の申請があった場合において、当該団体が次の各号のいずれにも該当するときは、当該団体を登録するものとする。

(1)条例第2条第2号に規定する市民活動を行う団体であること。

(2)代表者を含め3名以上の役員を有すること。

(3)大和市内で活動していること又は活動する予定があること。

(4)規約、会則等を有すること。

(5)予算及び決算を示すことができること。

(6)原則として、1年以上継続して活動していること。

3 市長は、条例第12条第3項の規定により協働事業を行おうとする個人から登録の申請があった場合において、当該個人が次の各号のいずれにも該当するときは、当該個人を登録するものとする。

(1)条例第2条第2号に定める市民活動を行う個人であること。

(2)大和市内で活動していること又は活動する予定があること。

(3)原則として、1年以上継続して活動していること。

4 市長は、前2項の規定により登録の適否を決定したときは、協働事業登録決定通知書によりその旨を申請した団体又は個人に通知するものとする。

(登録情報の公開)

第4条 市長は、前条第2項の登録を受けた団体又は同条第3項の登録を受けた個人(以下「登録者」という。)に関する情報を公開するものとする。ただし、公開することにより登録者等に不利益を生じるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、公開しないことができる。

(登録の変更)

第5条 登録者は、第3条第1項の申請の内容に変更が生じたときは、申請事項変更届出書により、速やかに市長に届け出なければならない。

(登録の取消)

第6条 条例第12条第4項の規定による取消しは、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。

(1)第3条第2項各号又は第3項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

(2)申請事項が虚偽のものであることが判明したとき。

(3)登録者の活動停止、登録者の活動目的の変更等の理由により登録者から取り消しの申出があったとき。

(4)前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 市長は、条例第12条第4項の規定により登録を取り消したときは、協働事業登録取消通知書によりその旨を通知するとともに、取り消した事実を公表するものとする。

(様式)

第7条 この規則の規定により使用する様式は、別表に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第7条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	市民事業届出書	第2条
第2号様式	協働事業団体登録申請書	第3条
第3号様式	協働事業個人登録申請書	第3条
第4号様式	協働事業登録決定通知書	第3条
第5号様式	申請事項変更届出書	第5条
第6号様式	協働事業登録取消通知書	第6条